変更理由書

件　　名	本庁管内　下水道改築工事（国改第８号）

変更回数	2 回目
変更理由	現地掘削をしたところ、想定より他占用者埋設管が既設下水道管に近接しており、当初設計の施工範囲では安全かつ適切な管路布設及び埋戻しに支障をきたすことが判明し、施工範囲を確保するため掘削範囲を広げたことから、残土処分量及び残土処分費を増工するものです。　　また、当初予定していた建設発生土の搬出先が受入れ可能数量に達し、搬入不可となったため、搬出先を変更するものです。